

昭和三十二年法務省・建設省令第一号

宅地建物取引業者営業保証金規則  
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十二条の四第二項、第十二条の五第一項、第十二条の六及び第十二条の七第三項の規定に基き、宅地建物取引業者営業保証金規則を次のように定める。

（営業保証金の還付）

**第一条** 宅地建物取引業法（以下「法」という。）第二十七条第一項の権利の実行のため供託物の還付を受けようとする者は、国土交通大臣に対し、同項に規定する宅地建物取引業者と宅地建物取引業者に該当しないことを確認する書面の交付を申請しなければならない。  
2 前項の場合において、法第二十七条第一項の取引が平成二十九年三月三十一日以前にされた取引であるときは、前項中「同項に規定する宅地建物取引業者と宅地建物取引業者に該当しない者（以下「取引をした者」という。）がその取引をした時において宅地建物取引業者に該当しないこと」を「同項の取引が平成二十九年三月三十一日以前にされたものであること」とする。

3 第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第一号の申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

1 第一項の申請にあつては、次に掲げる書類  
イ 取引をした者を確認することができる書類  
ロ 取引をした者が法人である場合においては、その取引をした時における当該法人の登記事項証明書  
三 二十七条第一項の取引がされた年月日を確認することができる書類  
四 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書

2 三 その他第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項及び次条において同法第二十七条第一項の取引がされた年月日を確認することができる書類  
四 申請者が個人である場合においては、住民票の抄本又はこれに代わる書面

4 三 その他第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項及び次条において同法第二十七条第一項の取引がされた年月日を確認することができる書類  
四 申請者が個人である場合においては、登記事項証明書  
五 申請者が個人である場合においては、住民票の抄本又はこれに代わる書面

2 三 その他第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項及び次条において同法第二十七条第一項の取引がされた年月日を確認することができる書類  
四 申請者が個人である場合においては、登記事項証明書  
五 申請者が個人である場合においては、住民票の抄本又はこれに代わる書面

二 当該宅地建物取引業者であつた者の営業保証金の額  
三 前号の申出書の提出がないときは、第二号の営業保証金が取り戻される旨  
四 前号の申出書の提出が定期的に行われる旨  
一 法第三十条第一項後段の規定により宅地建物取引業者が営業保証金の取戻し（法第二十九条第一項の規定により供託した場合における移転前の主たる事務所のもよりの供託所に供託した営業保証金の取戻しを除く。）をしようとするには、官報に次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、同条第二項ただし書の規定に該当するときは、この限りでない。  
一 当該宅地建物取引業者についての商号又は名称、氏名（法人にあつては代表者の氏名）及び事務所の所在地  
二 取戻しをしようとする営業保証金の額  
三 前号の営業保証金につき法第二十七条第一項の権利を有する者は、六箇月を下らない定期間に内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該宅地建物取引業者が免許を受けていた国土交通大臣又は都道府県知事に提出すべき旨  
四 前号の申出書の提出がないときは、第二号の取戻しをしようとする営業保証金が取り戻されなければならない。ただし、同条第二項ただし書の規定に該当するときは、この限りでない。  
一 当該宅地建物取引業者についての商号又は名称、氏名（法人にあつては代表者の氏名）及び事務所の所在地  
二 取戻しをしようとする営業保証金の額  
三 前号の営業保証金につき法第二十七条第一項の権利を有する者は、六箇月を下らない定期間に内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該宅地建物取引業者が免許を受けている国土交通大臣又は都道府県知事に提出すべき旨  
四 前号の申出書の提出がないときは、第二号の取戻しをしようとする営業保証金が取り戻されなければならない。ただし、同条第二項ただし書の規定に該当するときは、この限りでない。  
一 当該宅地建物取引業者についての商号又は名称、氏名（法人にあつては代表者の氏名）及び事務所の所在地  
二 取戻しをしようとする営業保証金の額  
三 前号の営業保証金につき法第二十七条第一項の権利を有する者は、六箇月を下らない定期間に内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該都道府県知事に請求することができる。  
二 前号第三項の規定により届出をした者は、当該公告に定める期間内に、同条第一項第三号又は又は第二項第三号の申出書の提出がなかつたときは、その旨の証明書の交付を国土交通大臣又は当該都道府県知事に請求することができる。  
三 前号第三項の規定により届出をした者は、当該公告に定める期間内に、同条第一項第三号又は又は第二項第三号の申出書の提出があつたときは、当該申出書各一通及び申出に係る債権の総額に関する証明書の交付を国土交通大臣又は当該都道府県知事に請求することができる。  
四 前号第三項の規定により届出をした者は、当該公告に定める期間内に、同条第一項第三号又は又は第二項第三号の申出書の提出があつたときは、当該申出書各一通及び申出に係る債権の総額に関する証明書の交付を国土交通大臣又は当該都道府県知事に請求することができる。  
五 前号第三項の規定により届出をした者は、当該公告に定める期間内に、同条第一項第三号又は又は第二項第三号の申出書の提出があつたときは、当該申出書各一通及び申出に係る債権の総額に関する証明書の交付を国土交通大臣又は当該都道府県知事に請求することができる。  
六 前号第三項の規定により届出をした者は、当該公告に定める期間内に、同条第一項第三号又は又は第二項第三号の申出書の提出があつたときは、当該申出書各一通及び申出に係る債権の総額に関する証明書の交付を国土交通大臣又は当該都道府県知事に請求することができる。  
七 前号第三項の規定により届出をした者は、当該公告に定める期間内に、同条第一項第三号又は又は第二項第三号の申出書の提出があつたときは、当該申出書各一通及び申出に係る債権の総額に関する証明書の交付を国土交通大臣又は当該都道府県知事に請求することができる。  
八 前号第三項の規定により届出をした者は、当該公告に定める期間内に、同条第一項第三号又は又は第二項第三号の申出書の提出があつたときは、当該申出書各一通及び申出に係る債権の総額に関する証明書の交付を国土交通大臣又は当該都道府県知事に請求することができる。  
九 前号第三項の規定により届出をした者は、当該公告に定める期間内に、同条第一項第三号又は又は第二項第三号の申出書の提出があつたときは、当該申出書各一通及び申出に係る債権の総額に関する証明書の交付を国土交通大臣又は当該都道府県知事に請求することができる。  
十 前号第三項の規定により届出をした者は、当該公告に定める期間内に、同条第一項第三号又は又は第二項第三号の申出書の提出があつたときは、当該申出書各一通及び申出に係る債権の総額に関する証明書の交付を国土交通大臣又は当該都道府県知事に請求することができる。  
十一 前号第三項の規定により届出をした者は、当該公告に定める期間内に、同条第一項第三号又は又は第二項第三号の申出書の提出があつたときは、当該申出書各一通及び申出に係る債権の総額に関する証明書の交付を国土交通大臣又は当該都道府県知事に請求することができる。  
附 則（昭和三四年四月一日法務省・建設省令第一号）  
この省令は、昭和三十二年八月一日から施行する。  
附 則（昭和四〇年二月一五日法務省・建設省令第一号）  
この省令は、昭和四〇年二月一五日から施行する。  
附 則（昭和四〇年二月一五日法務省・建設省令第一号）  
この省令は、昭和四〇年二月一五日から施行する。

附 則（昭和四二年三月一六日法務省・建設省令第一号）抄

この省令は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和四六年一二月一四日法務省・建設省令第一号）

この省令は、昭和四六年十二月十五日から施行する。

附 則（昭和四八年五月七日法務省・建設省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年一月六日法務省・国土交通省令第一号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一七年二月一〇日法務省・国土交通省令第一号）

この省令は、平成十七年二月七日から施行する。

附 則（平成二九年三月二四日法務省・国土交通省令第一号）

この省令は、平成二十九年三月二四日から施行する。

附 則（平成二十九年四月一日法務省・国土交通省令第一号）

この省令は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

第二条 この省令の施行前に改正法による改正前の法第二十七条第一項に規定する権利について、この省令による改正前の宅地建物取引業者営業保証金規則第一条及び供託規則第二十二条の規定により払渡請求がされた営業保証金の還付については、なお従前の例による。

附 則（令和元年六月一八日法務省・国土交通省令第一号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年一一月二三日法務省・国土交通省令第二号）

（施行期日）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取  
り繕つて使用することができる。

様式第一号（第一条関係）

様式第一号（第一条関係）

(A 4)

## 確認書交付申請書

宅地建物取引業法第27条第1項の権利の実行のため供託物の還付を受けたいので、添付書類を添えて宅地建物取引業者営業保証金規則第1条第4項の確認書の交付を申請します。

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 住所  
氏名  
電話番号

申請に係る取引に関する事項

取引の相手方である宅地建物取引業者の商号又は名称及び住所並びに免許番号	
宅地建物取引業者と宅地建物取引業に 関し取引をした者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称及び住所)	
取引がされた年月日	

様式第二号（第一条関係）

(A 4)

## 確認書

年 月 日付けで貴殿から申請のあった件について、宅地建物取引業者営業保  
証金規則第1条第4項の規定により、下記 1 であることを確認しました。  
2

年 月 日

殿

国土交通大臣

國

記

1 宅地建物取引業法第27条第1項に規定する宅地建物取引業者と宅地建物取引業に  
関し取引をした者が、その取引をしたときにおいて宅地建物取引業者に該当しないこと

2 宅地建物取引業法第27条第1項の取引が平成29年3月31日以前にされた取引であるこ  
と

確認に係る取引に関する事項

取引の相手方である宅地建物取引業者の商号又は名称及び住所並びに免許番号	
宅地建物取引業者と宅地建物取引業に 関し取引をした者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称及び住所)	
取引がされた年月日	

様式第三号（用紙の寸法は、日本工業規格A列4番とする。）

通 知 書				
還付金額	名 称	枚 数	総額面	券面額、回記号及び番号
還付有価証券				
銘 柄				金 額
還付振替国債				
還付年月日				
債 権 額				
債 権 発 生 の				
原 因 た る 事 実				
供託者の氏名又 は名称及び住所				
※供託年月日				
※供託番号				
※供託金額				
※供託有価証券	名 称	枚 数	総額面	券面額、回記号及び番号
銘 柄				金 額
※供託振替国債				
※供託所名				
上記供託物について頭書のとおり還付を受けたから通知する。				
年 月 日				
住 所 債権者 氏 名				
地方整備局長 北海道開発局長あて 都道府県知事				
奥書の式				
上記のとおり供託物の還付があつたため、貴方の営業保証金に金何円の不足を生じたか ら、この通知書を受け取った日から2週間以内に上記不足額を供託されたい。				
年 月 日				
地方整備局長 北海道開発局長 都道府県知事				
殿				

注1 還付有価証券及び供託有価証券の欄には、振替国債を除いたものについて記載すること。

注2 ※の付してある欄には、数回の供託による供託物につき還付を受ける場合は、それらを連記すること。